

【資料 1 - 1】

各サービス共通留意事項等について

届出に係る留意事項等について

1. 新規指定申請及び事業所の所在地の変更・増設等に関する留意事項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業及び児童福祉法による障害児通所支援事業を和歌山市において実施する場合は、事業所として和歌山市の指定を受ける必要があります。

また、事業所として指定を受けるに当たっては、人員基準とともに設備に関する基準が定められている他に、事業所の建物に関して、建築基準法、都市計画法、消防法その他の関係法令に適合している必要があります。

つきましては、新規指定申請及び事業所の所在地の変更・増設等を行う際は、関係部局と連絡を取っていただき、関連法令への適合確認や必要となった手続き等の完了を申請日までに必ず行ってください。

【主な関係部局】

都市計画法について・・・都市計画課

建築基準法について・・・建築指導課

消防法について・・・事業所所在地を管轄する消防署

※ 事業所の建物が上記法令に適合していることが確認できる書類の提出を求める場合があります。

2. 情報公表制度について

改正障害者総合支援法等により創設された「障害福祉サービス等情報公表制度」に基づき、平成30年9月末より、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAMNET」上において、「障害福祉サービス等情報検索サイト」を公表しています。

本サイトは、利用者が個々のニーズに応じて、良質なサービスの選択に資するよう、全国の指定障害福祉サービス等事業所の所在地をはじめ、サービス内容、利用料、従事者数などの運営内容を公表していますが、現時点で和歌山市の全ての事業所情報について未だ公表されていない状況です。

未申請、本市からの差戻し等により承認を受けていない事業所につきましては、引き続き事業所情報の公表にご協力をお願いします。

なお、事業所情報に変更がない場合でも、毎年度、更新していただく必要があります。

3. メールアドレス等の連絡先の登録・変更について

障害者支援課からの連絡を受けるためのメールアドレス等の連絡先について、新規に事業所の指定を受けた場合や、連絡先に変更があった場合は、速やかに届出てください。

【提出書類】

- ・指定障害福祉サービス事業者電子メールアドレス等登録(変更)届出書(参考様式17)
- ・指定障害児通所支援事業者電子メールアドレス等登録(変更)届出書(参考様式13)

4. 専門性を有する人材の養成について

障害者の重度化・高齢化や、医療的ケアを必要とする児童や障害者、精神障害者の増加に伴い、障害福祉サービス等の利用者が多様化している中で、個々のニーズに応じたサービスの提供体制を整備する必要があります。

このようなニーズに対応していくためにも、関連する専門的な研修を受講していただくなど、人材の養成に努めていただきますようお願いいたします。

【関連する研修の例】

- ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修
- ・精神障害者の障害特性と支援技法を学ぶ研修
- ・精神障害者の地域移行関係職員に対する研修 など

5. 福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(以下「特定加算」という。)並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算(以下「特別加算」という。)の届出について、厚労省から通知がありましたので、受付を開始しております。

この通知により、処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算の届出様式が一つとなっています。様式及び届出方法、届出の期限など、くわしくは和歌山市ホームページ「令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出について」(ページ番号1033656)をご確認ください。

6. 申請書類等への押印の廃止について

行政サービスの効率的・効果的な提供を行うという観点から、令和3年4月1日以降、障害者支援課に提出する書類等への法人印等の押印は原則不要とします。ただし、請求書については引き続き押印が必要です。

<押印が不要となる書類の例>

事業所指定関係書類（申請書、変更届等）、受給者証の事業者確認印 など

また、サービス提供実績記録票の「利用者確認印」欄が「利用者確認欄」に変更されますが、サービス提供の確認については、引き続き利用者から押印又は署名により確認を受ける必要があります。

和歌山市における障害者虐待の状況について

まず、障害者虐待とは

障害者虐待防止法では、障害者虐待を次の3つに分けています。

① 養護者による障害者虐待

障害者を現に養護する者（家族、親族、同居人等）による虐待

② 障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や、障害福祉サービス事業所の職員等による虐待

③ 使用者による虐待

障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者による虐待

障害者虐待の分類 障害者虐待は、次の5つの種類に分けられます。

- ① 身体的虐待 ② 性的虐待 ③ 心理的虐待 ④ 放置・放任（ネグレクト） ⑤ 経済的虐待

和歌山市における相談・通報・届出受理件数

※（ ）内は虐待と認定した件数

	養護者による	施設による	使用者による
平成30年度	35件（7）	10件（2）	2件（0）
令和元年度	15件（5）	3件（1）	0件（0）
令和2年度(R3.3.25時点)	24件（8）	12件（2）	0件（0）

令和2年度養護者による虐待の分類件数（重複有）

※（ ）内は虐待と認定した件数

身体的	性的	心理的	ネグレクト	経済的
16件（6）	1件（0）	3件（2）	1件（0）	4件（1）

令和2年度養護者による虐待の通報・届出者

警察	事業所	計画 相談	委託	親族	知人	病院	他課	本人
6件	7件	3件	3件	0件	0件	2件	2件	1件